

公共事業入札指名規程

平成11年4月1日規程第14号

(趣旨)

第1条 丹波篠山市が発注する公共事業関係の指名競争入札に附する工事についての資格審査、指名基準等については、丹波篠山市財務規則(平成11年篠山市規則第40号)及びこの規程の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 国土交通大臣又は知事の建設業許可を有するもので、かつ、丹波篠山市に登録された業者であること。

(暴力団等又は不当行為の排除)

第3条 入札参加資格者に関し、市長(篠山市入札参加者審査会の委員を含む。)又は市の関係職員等(以下「市長又は職員等」という。)に対し、次の各号に掲げる行為又は警察からの通報があったときは、公共事業の指名を行わないものとする。

- (1) 重大な反社会的行為又は市民生活に多大な支障を及ぼす行為があったと認められるとき。
- (2) 市長又は職員等に対し、威圧的発言又は暴力的行為等により、公正な公共事業入札指名の審議が妨げられると認められるとき。
- (3) 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合を含む。)しているとき。
- (4) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任しているとき。
- (5) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が、暴力団員に資金援助等の経済的便宜を図ったとき。
- (6) その他、入札参加資格者として、入札参加者審査に関し不相当であると認められる行為があったとき。

2 前項に規定する処分については、丹波篠山市入札参加者審査会において審議する。

(入札指名の基準)

第4条 入札に附する業種に精通し、かつ、工事实績が優れているものとする。

- 2 ある程度地域性を考慮し、原則として市内業者を指名する。
- 3 「経営事項審査結果」により格付けを行う。格付けは別に定める。
- 4 入札参加者数は、別に定める。

(その他)

第5条 公共事業入札執行において、この規程によりがたい理由のあるときは、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日規程第3号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。